

事 務 連 絡

令和3年4月5日

障害者支援施設 施設長 各位

神戸市福祉局障害者支援課担当課長

(自立支援事業担当)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）」の取扱いについて

平素は、本市の障害者福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省より事務連絡が発出されております。（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）（令和3年2月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」）

上記事務連絡について、下記のとおり取り扱います。

記

1. 概要

上記事務連絡により、障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、

- ・ 健康観察や健康管理など、医師との連絡体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、
- ・ 退所後の生活に係る相談援助（入院前に利用していた在宅サービス事業所や相談支援事業所との連携を含む。）

等の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定を可能とする。

2. 上記患者を受け入れる場合の対応について

各施設において、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れる場合には、受入れ日までに下記担当にご連絡いただきますようお願いいたします。

（本取扱いによる加算を算定することができるのは請求システム上令和3年5月審査以降となります。）

注意点

- ・ 自施設の入所者が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たして施設に戻ってきた場合に、本取扱いによる特例的な算定はできません。
- ・ 本取扱いによる特例的な算定は、施設入所支援の支給決定が認められた方が対象です。支給決定を受けていない退院患者の場合、まずは支給申請を行う必要があります。

担当

神戸市福祉局障害者支援課 自立支援給付・医療係

TEL:078-322-6352 FAX:078-322-6066